

## SUSE® Linux Enterprise High Availability Extension 12 Service Pack 2

### SUSE エンドユーザ使用許諾契約

本契約をよくお読みください。本ソフトウェア(そのコンポーネントを含む)を購入、インストール、ダウンロード、使用することにより、お客様は本契約の条項に同意されたものとします。本契約の条項に同意されない場合は、本ソフトウェアをダウンロード、インストールまたは使用することはできません。ソフトウェアの購入先である当事者に問い合わせ、返金を受けてください。エンティティの代わりの個人の行為は、当人がエンティティの代わりに本契約を締結する権限があることを表しています。

このエンドユーザ使用許諾契約(以下「本契約」という)は、お客様(個人または団体)と SUSE LLC (以下「ライセンサー」という)との法的に拘束力を有する契約です。お客様がライセンスを取得した、本契約のタイトルで特定されているソフトウェア製品、その媒体、複製物(物理的または仮想的)、および添付文書(以下総称して「ソフトウェア」という)は、アメリカ合衆国(以下「米国」という)およびその他の国の著作権法および著作権条約によって保護されており、本契約条項が適用されます。お客様の主たる事業所の法律が、地元の言語で契約することを要求している場合、お客様がライセンサーに対して書面による要求を行って入手することにより、本ソフトウェアのライセンスの購入に対して効力を発するものと見なされます。お客様がダウンロードまたは受領するソフトウェアのすべてのアドオン、アップデート、モバイルアプリケーション、モジュール、アダプタまたはサポートリリース版は、使用許諾契約を伴わない限り、本ソフトウェアの一部であり、本契約が適用されるものとします。本ソフトウェアがアップデート版またはサポートリリース版である場合、そのアップデート版またはサポートリリース版をインストールまたは使用するには、アップデート版またはサポートリリース版が適用されるためのソフトウェアのバージョンおよび数量が有効にライセンスされていなければなりません。

#### 使用許諾

**ライセンス。**本ソフトウェアおよびその各コンポーネントはライセンサーまたは他のライセンサーの所有物であり、著作権法および他の該当する法律によって保護されています。本契約書の条項を順守することを条件として、ライセンサーでは、SUSE Linux Enterprise Server 12、SUSE Linux Enterprise Desktop 12、および関連製品についてお客様が法的に取得したライセンスに関する内容と期間において、お客様の組織内(以下で定義)に限り、本ソフトウェアのコピーを作成および使用するための、永続的で非排他的な譲渡できない世界的なライセンスをお客様に付与します。関連製品に現在含まれている製品は以下のとおりです(ただしこれに限定されません)。WebYaST、SUSE Linux Enterprise High Availability Extension、GEO Clustering for SUSE Linux Enterprise High Availability Extension、SUSE Linux Enterprise Real Time Extension、SUSE Linux Enterprise Point of Sale、SUSE Linux Enterprise Server for SAP applications。

「組織」とは、法律的な実体を指し、税制上の優遇または法人格を目的として別途存在する子会社および関連会社は除きます。民間セクタにおける組織には、企業、組合、企業合同などがあり、個別の納税者番号または会社登録番号を持つ組織の子会社および関連会社は除きます。公的セクタの組織には、特定の政府機関や地方自治体などがあります。

**第三者のソフトウェア/オープンソース。**本契約のいかなる内容も、本ソフトウェアに含まれる任意のオープンソースコードに適用できるオープンソースライセンスの下で、お客様が所有する権利または義務、あるいはお客様が準拠する条件に対して、制約、制限、または他の方法による影響を与えないものとします。本ソフトウェアは、別段の条件またはライセンサー以外の第三者、もしくはその両方により使用許諾された、他のソフトウェアプログラムを含んでいるか、またはこのような他のソフトウェアプログラムにバンドルされている場合があります。別の使用許諾契約の下にあるソフトウェアプログラムの使用は、その使用許諾契約に準拠するものとします。

**購読サービス。**ライセンサーは、メンテナンスサービスまたはサポートサービスが明示的に含まれる購読サービスをお客様が購入した場合を除き、そのようなサービスを提供する義務を負いません。ライセンサーでは、指定した年次期間(以下「購読サービス」という)に、購読サービス提供の諸条件([https://www.suse.com/products/terms\\_and\\_conditions.pdf](https://www.suse.com/products/terms_and_conditions.pdf) からアクセス可能)に基づき、提供される有料のテクニカルサポートまたはソフトウェアの更新の内部使用の権利、もしくはその両方をお客様に付与するソフトウェアの購読サービスを販売しています。

**マーク。**ライセンサーあるいはその関連会社またはライセンサーのいずれかの商標、商号、またはサービスマークについて、本契約では、明示的にも暗黙的にも権利またはライセンスが付与されることはありません。コピーが変更されているかどうかに関わりなく、本契約では、ライセンサーの商標を使用してソフトウェアまたはそのコンポーネントを配布することが許可されていません。プログラムの商用再配布は、(a)商用再配布を許可するライセンサーの書面による同意がある場合、または(b)すべての商標を削除および置換する場合のみ行うことができます。

#### 制限事項

**使用許諾制限事項。**本ソフトウェアおよびその各コンポーネントはライセンサーまたは他のライセンサー、もしくはその両者の所有物であり、著作権法および他の該当する法律によって保護されています。本ソフトウェアとそのコンポーネントや、そのコピー、改変物、またはマージ部分に対する権利は、該当する使用許諾に基づき、ライセンサーが保持するものとします。お客様に明

示的に許諾されていないすべての権利は、ライセンサーが留保します。本ソフトウェアの使用は、内部使用の目的でのみ許諾されます。本契約で明示的に許可されている場合を除き、上述の「第三者/オープンソース」の項で規定されたいかなる権利または義務も制限することなく、次の行為は禁止されています：(1)本ソフトウェアまたは文書の特許、商標、著作権、企業秘密、または他の所有権通知やラベルを削除する。(2)該当する法律で明示的に許可された範囲を超えて、本ソフトウェアの修正、改変、派生物の生成、リバースエンジニアリング、デコンパイル、逆アセンブルを行う。(3)事前のライセンサの書面による許可なく、本ソフトウェアを移譲、割り当て、担保化、レンタル、時間貸し、ホスト、リースする、または本契約に基づくお客様のライセンスや権限の全部または一部を再使用許諾する。(4)事前のランセンサの書面による許可なく、本ソフトウェアのパフォーマンス、機能、その他の評価またはベンチマークテストの結果を第三者に開示する。

アウトソーシング要件。本ソフトウェアを使用するためのお客様のライセンスは、本ソフトウェアを(リモートまたは仮想)管理またはホスティングするクラウドプロバイダまたはアウトソーシングベンダーなど、業務を代行する第三者が、お客様が次の条件を順守する場合のみ、本契約の条項に従って使用できます。(1)お客様が本契約のすべての義務に対する責任を負ったままであり、本契約の条項と同様の制約を持ち、本ソフトウェアに対するライセンサーの権利を保護する条項を含む、強制力のある契約を第三者と締結していること、かつ以下の検証に関する項に無条件に従っていること、(2)お客様の利益に反する目的で第三者が本ソフトウェアを使用することを禁止していること、(3)第三者によるいかなる契約違反も、すべてライセンサーがお客様に責任を求めること、(4)業務を代行する第三者による本ソフトウェアのすべてのインストールおよび展開をカバーする、最新の購買サービスをお客様が購入済みであること。

アプライアンスライセンス。ライセンサーから本ソフトウェアを使用するハードウェア、ソフトウェアまたはその他のアプライアンスを直接提供された場合、または第三者から提供された場合、お客様は、本ソフトウェアを汎用的なオペレーティングシステムとしてではなく、アプライアンスを実行する目的でのみ使用することを認識および同意していることになります。

## 所有権

本ソフトウェアのタイトルまたは所有権は、お客様に移譲されないものとします。本ソフトウェア(一部または全体の翻案および複製を含む)と本サービスのすべての知的所有権に関するあらゆる権利、タイトル、および権益は、ライセンサーまたはその第三者のライセンサーが留保します。お客様が取得するのは、本ソフトウェアを使用する条件付きのライセンス(使用权)のみです。本ソフトウェアによりアクセスされるコンテンツに関連するタイトル、所有権、および知的所有権は該当するコンテンツ所有者の財産であり、該当する著作権法または他の法律により保護されている場合があります。本契約は、そのようなコンテンツに対する権利をお客様に与えるものではありません。

## 限定保証

お客様への配布日から 60 日間、ライセンサーは、本ソフトウェアの配布に使用した媒体が、正常な使用において材質上および製造上の欠陥がないことを保証します。前述の保証は、お客様がご利用できる唯一かつ排他的な救済策であり、明示的または黙示的な他のすべての保証に代わるものです。前述の保証を除いて、本ソフトウェアは、現状有姿のまま提供されどのような保証もなしに提供されます。

サービス。ライセンサーは、購入された本サービスが、一般的に認められた業界基準の専門家としての技術で提供されることを保証します。この保証は、本サービスが提供されてから 30 日間有効です。本保証に違反があった場合のライセンサーの義務は、本保証に準拠するように本サービスを修正するか、ライセンサーの判断により、本保証に準拠しなかった本サービスの一部に対してお客様がライセンサーに支払った金額を返却することのみに限定されます。お客様は、お客様のシステムを切り離すかまたはバックアップするための適切な手段を講じるものとします。

本ソフトウェアは、原子力施設の運転、航空機管制システム、通信システム、制御システム、生命維持装置、兵器システム、または本ソフトウェアの故障が人命、人体の傷害または重大な物理的損害もしくは環境破壊に直結する可能性のあるその他の用途など、絶対安全な運用が要求される危険な環境下でのオンライン制御装置とともに使用または配布することを目的に設計または製造されておらず、そのような用途も想定しておりません。

ライセンサー以外の製品。本ソフトウェアには、ライセンサー以外の第三者によって使用許諾または販売されたハードウェア、他のソフトウェアプログラムまたはサービスが含まれている場合や、バンドルされている場合があります。ライセンサーは、ライセンサー以外の製品またはサービスに対する保証は行いません。当該製品またはサービスは現状有姿で提供されるものであり、。ライセンサー以外の製品に対する保証サービスは、そのサービスが存在する場合、製品のライセンサーにより、該当する保証に従って提供されるものとします。

ライセンサーは、法律で別途制限される場合を除き、本ソフトウェアの商品性、特定の用途への適合性、タイトル、または第三者の知的所有権の侵害、取引過程・利用・商慣習から生じる権利侵害がないことを含む、いかなる黙示的保証も否認し、排除します。ライセンサーは、この限定保証条項で明示的に規定されていない保証、表示、または約束は一切行いません。ライセンサーは、本ソフトウェアまたは本サービスがお客様の要件を満たすことも、すべてのオペレーティングシステム、または本ソフトウェアや本サービスの操作が中断されないことまたはエラーがないことも保証しません。前述の除外事項と免責条項は本契約の本質部分であり、製品の価格決定の基礎を成しています。保証の一定の排除および制限を認めていない法的区域があるため、上述の制限

の一部がお客様に適用されないことがあります。この限定保証は、お客様に特定の権利を与えます。お客様は、州または法的区域によって異なる他の権利を持つことがあります。

## 責任の制限

**結果的損失。**ライセンサーも、いかなる第三者のライセンサー、子会社または従業員も、逸失利益、事業の中断、データの喪失を含むがこれに限定されない、契約違反、過失、厳格責任または他の不正行為、法律上の義務の違反、全部求償または部分求償に起因する、特別損害、偶発的損害、結果的損害、間接的損害、不法行為、経済的損害または懲罰的損害について、当該損害発生の可能性が告知されていた場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

**直接的損害。**いかなる場合でも、財産に対するまたは人的な直接損害(それが一件の案件または一連の案件におけるかにかかわらず)に対するライセンサーの賠償責任総額は、お客様がクレームの原因となった本ソフトウェアまたはサービスの対価として支払った支払総額の 1.25 倍の金額を限度とします(また、お客様が本ソフトウェアを無償で取得した場合は、50 米ドルを限度とします)。前述の除外や制限は、ライセンサーや従業員、エージェント、契約者の不正行為に起因する人命または身体的損害に関連するクレームには適用されません。タイトルまたは本契約に従って入手したすべてのソフトウェアの平穩享有についての暗黙的条項の不履行、もしくは悪意不実表示に関する損害を含むがこれに限定されない、損害の除外または制限が認められない管轄区域では、ライセンサーの責任はそれらの管轄区域で認められる最大限の範囲で制限または除外されるものとします。

## 一般条項

**期間。**本契約は、お客様が合法的に本ソフトウェアを取得した日に有効となり、お客様が本契約の条件に違反した場合に自動的に終了します。

**検証。**ライセンサーはお客様が本契約を順守していることを検証する権利を有します。お客様は以下を行うことに同意します。

(1) 本ソフトウェアまたは購読サービスの不正な複製、配布、インストール、使用、または本ソフトウェアや購読サービスへの不正アクセスを防止するために内部的な防御策を講じる。(2) 本契約の順守を証明するのに十分な記録を保持し、ライセンサーの要請に応じて、かかる記録に基づく基準/レポートを提供および証明し、複製物の数(製品およびバージョンごと)、および本ソフトウェアまたは購読サービスのお客様によるライセンス取得と展開に合理的に関連しうるネットワークアーキテクチャの両方について説明する。(3) ライセンサーの代表者または独立の監査官(以下「監査官」という)が、お客様の通常の営業時間内に、ライセンサーのソフトウェア製品/購読サービスに関するライセンス条項の順守を確認するために、お客様(子会社または関連会社、あるいはアクセス権を持つ契約者を含む)のコンピュータおよび記録を検査して監査することを認める。ライセンサーおよび監査官が、お客様の機密情報を保護するという署名入りの書面を提示した場合、お客様はかかる監査に全面的に協力し、必要な支援と記録およびコンピュータへのアクセスを提供するものとします。監査において、いずれかの時点でお客様が本ソフトウェアまたは購読サービスの許諾されていないインストール、使用、またはアクセスを行ったことが明らかとなった場合、お客様は、不足分の数量および期間を満たす十分なライセンスを、別途適用されうる割引の恩典を受けずに、30 日以内に購入します。5%を超える不足が発覚した場合、お客様は、監査において発生した費用をライセンサーに支払わなければなりません。

**移譲。**本契約および本ソフトウェアの使用に関連して購入したライセンスは、ライセンサーからの書面による事前許可なしに、お客様が移譲または譲渡することはできません。そのようないかなる移譲または譲渡も無効であり効力を持ちません。ライセンスの移譲および本契約の譲渡を要求するには、CRC@suse.com にお問い合わせください。

**法律。**本契約の下で生じる、または本契約に関連する状況すべては、抵触法のために問わず、米国およびユタ州の法律に準拠します。本契約の下で生じる、または本契約に関連する訴訟、法的措置はすべて、ユタ州の管轄裁判所の連邦裁判所または州立裁判所にのみ提訴することができます。一方の契約の当事者が本契約に関連して訴訟を起こす場合、勝訴当事者は合理的な弁護士費用を要求する権利を有しています。ただし、お客様の主たる事業所のある場所が、欧州連合または欧州自由貿易連合の加盟国である場合、(1)本契約に関連した訴訟手続きを審理し判決を下す専属管轄権は、アイルランドの裁判所が持ちます。(2)本契約は、その国の法令により管理され、法的措置はすべて、その国の管轄裁判所に提訴します。国際物品売買契約に関する国連条約の適用は、明示的に除外されています。

**完全合意。**本契約やその他の購買文書、または他のお客様とライセンサーの間の契約は、両者の完全な理解および合意を規定したものであり、お客様とライセンサーの権限のある代表者によって合意された書面によってのみ、修正または変更できます。第三者のライセンサー、卸売業者、販売店、小売店、再販売業者、販売員、従業員には、本契約を変更したり、本契約の条項に相違するか追加される表明もしくは約束を行う権限はありません。

**権利放棄。**本契約に基づく権利の放棄は、その拘束を受ける当事者の正式な代表者が署名した書面によるのでない限り、有効になりません。契約違反または不履行に基づく過去および現在の権利の放棄は、本契約に基づいて生じる将来の権利の放棄とみなされることはありません。

**可分性。**本契約のいずれかの条項が、無効であるかまたは法的強制力がない場合は、その無効性または法的強制力のなさを排除するため、その条項に対して、必要な程度まで、解釈の変更、制限、修正、または必要に応じて分離が行われ、本契約の他の条項はこれに影響されません。

**輸出法令準拠。**本契約の下で提供されるライセンサーの製品または技術情報はすべて、米国輸出管理規則(EAR)に従うものとし、お客様は EAR を順守することに同意するものとします。ライセンサーの製品を、(1)米国輸出管理規則で指定された国、(2)核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル技術、宇宙ロケット、気象観測ロケット、または無人航空機の設計、開発、製造のために、ライセンサーの製品を利用しようとしている、お客様が知るまたは知るに足る理由があるエンドユーザ(該当する政府機関の規制または特定のライセンスによって許可されている場合を除く)、(3)米国政府の連邦機関より輸出管理規定に参加することを禁止されたエンドユーザに対して、直接的または間接的に、輸出または再輸出することはできません。本ソフトウェアをダウンロードまたは

使用することにより、前述の条項に同意したものとし、お客様がかかる国に滞在していない、その管理下にない、またはその国民もしくは居住者ではない、かかるリストに載せられていないことを表明および保証するものとします。さらに、ライセンサーの製品を輸入、輸出、使用する権利に影響を及ぼす可能性のある、お客様の管轄裁判所のいかなる現地の法律を順守する責任があります。EAR に従って製品を輸出する際には、米国商務省産業安全保障局の Web ページ([www.bis.doc.gov](http://www.bis.doc.gov))で事前にご確認ください。適切な輸出規制品目分類番号(Export Control Classification Number、ECCN)および関連するライセンスの例外(該当する場合)など、本ソフトウェアの輸出の詳細については、[www.suse.com/company/legal/](http://www.suse.com/company/legal/)を参照してください。要求に応じて、ライセンサーの国際貿易サービス部門は、ライセンサーの製品の適切な輸出規制に関する情報を提供します。ライセンサーは、必要な輸出許可の取得をお客様が怠った場合の責任は問わないものとします。

米国政府の権利制限。お客様が米国政府の場合には、成果物の使用、複製、開示は FAR 52.227-14 (Dec 2007) Alternate III (Dec 2007)、FAR 52.227-19 (Dec 2007)、もしくは DFARS 252.227-7013(b)(3) (Nov 1995)またはこれらの修正条項に定める制限事項に従うことを条件とします。

[110316]